

期日	班	資料番号
11/24	2	3

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	市民バス管理運用事業
担当部課	総務企画部財政課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	庁用車管理費（財産管理費）	事業開始年度	平成18年度
上位施策事業名	行財政運営	担当局・部名	総務企画部
根拠法令等	香取市市民バス使用要綱	担当課・係名	財政課・管財班
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	藤ヶ崎幸雄

実施の背景
市民の自主的な活動や社会活動への参加促進を図るうえで、移動手段の確保は不可欠であり、市民サービスの一環（費用の負担軽減）として実施されている。
（※鉄道やバスなどの公共交通が少ない地域ということもある。）

目的
（何のために）
団体・サークル活動を行う上で必要な教養や見識を深めるとともに、相互のつながりや協調することの大切さを改めて認識し、一人ひとりが充実した生活を送ることができるようになる。

対象 （誰・何を対象に）	市民等で構成する団体・サークル	対象者数（全住民に対する割合）			
		市民+α	人	（	100 %）

実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施（直営）
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）

事業概要
事業内容
（手段、手法など）

事業内容

合併以前から実施されている事業で、市が所有するバスの予約貸出・運転業務を行っている。なお、運行費用のうち、燃料代・高速代等の実費額は利用団体負担としている。
【主な利用団体】小中学校、幼稚園、保育園、子ども会、高齢者団体、学習サークル 等
【事業の概要】
利用団体からのバス利用申込みを電話又は窓口で受け付け、提出された申請書の内容（行程や移動時間、距離等）を審査し、人数や出発地等によってバスを振り分け運行する。
また、故障や事故防止等を図るため、法定整備のほか、点検や清掃などのメンテナンスを行い良好な状態で稼働できるよう維持管理している。
【所有台数】4台（55人乗り×1台、50人乗り×1台、40人乗り×2台）
【運転手】4人（市職員2人、臨時職員2人）

関連事業 （同一目的事業等）	なし
-------------------	----

		30年度（予算）		29年度（決算）		28年度（決算）		27年度（決算）	
事業費 コスト	事業費合計	3,481	千円	3,433	千円	3,358	千円	4,540	千円
	事業費内訳 （平成29年度分）	支出内容		経費		支出内容		経費	
		消耗品	洗車用品（ワックス、洗剤）、オイル・エレメント 等	95		保険料	自賠責保険、任意保険	206	
		燃料費	ガソリン代（軽油）	169		重量税	自動車重量税	336	
		修繕料	法定点検（車検等）、オイル・タイヤ交換等	2,627		計		3,433	

（単位：千円）

人件費	担当正職員	2.6	人	18,460	千円	2.5	人	17,750	千円	2.7	人	19,170	千円	2.65	人	18,815	千円
	臨時職員等	2.0	人	2,871	千円	2.0	人	2,503	千円	2.0	人	2,548	千円	2.0	人	2,279	千円
	人件費合計	4.6	人	21,331	千円	4.5	人	20,253	千円	4.7	人	21,718	千円	4.65	人	21,094	千円
総事業費		24,812		千円	23,686		千円	25,076		千円	25,634		千円				

財源 内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円
	国県支出金の内容								
	地方債		千円		千円		千円		千円
	その他特財		千円	52	千円		千円	132	千円
	その他特財の内容 車両保険（修理）								
一般財源	24,812	千円	23,634	千円	25,076	千円	25,502	千円	
財源合計	24,812	千円	23,686	千円	25,076	千円	25,634	千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		庁用車管理費（財産管理費）			事業開始年度	平成18年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		稼働率（稼働日数/運行可能日数）			%	44.9/60.0	48.3/60.0	52.6/60.0
		利用団体数（延べ）			団体	415/555	446/555	486/555
		利用人数（延べ）			人	18,715	17,722	20,007
					/	/	/	
単位当たりコスト	総事業費	/	利用団体数	千円	57	56	53	
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	今後の事業のあり方を考える上で、需要を判断する重要な要素の一つとなる「稼働率」及び「利用団体数」を指標として設定した。 また、市民バス事業が広く認知されているか否かを測る指標として、「新規団体」による利用状況を数値として設定した。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	H29年度	H28年度	H27年度
		稼働率（稼働日数/運行可能日数）			%	44.9/60.0	48.3/60.0	52.6/60.0
		利用団体数（延べ）			団体	415/555	446/555	486/555
新規利用団体			団体	1/5	1/5	1/5		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	燃料代・高速代等の実費額は利用団体で負担するものの、民間バスを借りるよりも低額でバスを利用できるという点から、ある一定程度の需要がある。 バスは購入から16～22年が経過している状況で、買替えを検討する段階にあるが、購入及び維持管理に多額の費用を要することから、今後のニーズを推計したうえで判断することが求められている。 車両の所有は4台であるが、万が一の事態（故障等）に備え、原則、1台は待機状態となっている。 また、バスを利用できるのは、概ね20人以上の団体としているため、少人数団体は恩恵が受けられず不公平感は大きいものと察する。 以上のことから、民間バス業者への委託や、民間バスを利用した団体への補助（いずれも市ではバスを所有せず、民間バスを活用）等も検討している。							
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別紙「県内自治体のバス運行状況」を参照							
特記事項								

県内自治体のバス運行状況

事業番号05 市民バス管理運用事業 参考資料

	香取市	船橋市	流山市	いすみ市	野田市	君津市	旭市
利用目的	研修	社会教育・生涯学習に係る研修	研修、レクレーション	研修活動・活動状況の視察、交流会、市の主催する事業	市の業務に使用（視察研修等）	生涯学習	会議、研修、行政視察、市主催行事、大会等
使用できる団体	市民で構成する団体・サークル、学校、保育園、子供会、高齢者団体	社会教育施設・社会教育関係団体・連合町会・町会・自治会・公共的団体・福祉団体・障害者福祉団体	65歳以上の市民20名以上で構成される団体	認定団体・スポーツ少年団、学校、保育所、子供会、高齢者団体・行政・サークル	団体に直接貸出しておらず、行政目的にあつた行事であることを所管する担当部署が認めた場合に、担当部署を經由して貸出す。（自治会、自主防災会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、障がい者団体等）	(1) 社会教育等生涯学習に関する事業 (2) 社会教育等生涯学習関係団体の活動及びその育成と推進のための事業（市民で構成する団体・サークル、学校、保育園、子供会、高齢者団体）	市、学校、スポーツ少年団、体育協会所属団体、文化協会所属団体、その他が認めた団体
人数制限	おおむね20人以上	30人以上50人以下	20名以上	20人から	中型バス・・・17人以上3人以下 マイクロバス、13人以上25人以下	概ね30人以上(55人乗り) 概ね20人以上(40人乗り)	原則20人以上
利用料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
燃料代	使用団体負担	無料	使用団体負担	使用団体負担	市負担	無料	市負担
高速料金	使用団体負担	使用団体負担	使用団体負担	使用団体負担	使用団体負担	使用団体負担	使用団体負担
距離制限	行程300キロ圏内（片道150キロ）	運行時間内であれば県外も可	行程300キロ圏内	1日の走行距離を300キロ限度	行程250キロ以内	往復300キロ以内	350キロメートル以内
運行時間	8：30～17：00	9：00～17：30	7：00～18：00	8：30～17：15	原則8時30分～17時15分	8：30～17：15	8：30～17：00
管理台数	4台（市所有） 55人×1台、50人×1台、40人×2台	民間事業者のバスを借り上げて運行	1台（市所有） 大型バス（60名定員）	2台（市所有）	2台（市所有） 中型バス・・・3人 マイクロバス、2.5人	2台（市所有） 55人（所有）、40人（リース）	2台（市所有） 50人、40人
運転手	職員2名、臨時職員2名	民間事業者のバスを借り上げて運行	運転業務を委託している	職員2名、臨時職員1名	職員1名、委託2名	運行委託之名	運転業務委託 委託料（1台/日当たり13,938円）
平成29年度 利用実績	延415団体、延18,715人	延156台 延5,891人	延224回、延6,987人	延27団体、延8,975人	中型バス 35団体 マイクロバス 4団体 延べ人数については、集計していない	延42団体、延13,482人	延421団体、延12,078人
平成30年度予算	3,481千円	14,166千円	11,720千円	2,686千円	8,507千円	13,936千円	44,115千円 (内、車両購入費31,292千円)
買替の目安	特に定め無し	-	-	H30年度1台買替え	特に定め無し	特に定め無し	特に定め無し
懸念事項	バス購入から20年以上経過しているが財政難で更新ができていない				中型バスは15年経過、マイクロバスは11年経過しているが、大きな故障はない。	利用の適正化のために、制度変更を検討中である。	1台が購入後16年を経過し老朽化している。 使用日が重複し、使えない学校が多い。
規則要綱	香取市市民バス使用要綱	船橋市社会教育バスの使用に関する規則・要綱	流山市敬老バスに関する規則	いすみ市公民館バス利用規則 いすみ市公民館バス利用規程	なし（今年度規則整備予定）	君津市生涯学習バス運営規則	旭市バス使用要綱
担当課	総務企画部財政課管財班	生涯学習部社会教育課	健康福祉部高齢者支援課	教育委員会生涯学習課 大原公民館・夷隅公民館	総務部管財課管財係	教育委員会生涯学習文化課	市民生活課市民生活支援班

香取市市民バス使用要綱

平成18年3月27日告示第3号

改正

平成18年9月29日告示第255号

平成24年3月30日告示第40号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興及び社会福祉を増進するために使用する市民バス(以下「バス」という。)の円滑な運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「団体」とは、おおむね20人以上の集団をいう。ただし、市長が特に必要と認める団体については、この限りでない。

(管理)

第3条 バスは、市民バス担当課長が管理する。

2 バスは、常に整備し、効果的かつ経済的に使用するよう努めなければならない。

(使用者の範囲)

第4条 バスを使用できる者は、市政について見聞し、教養を高めようとする者又は地域住民の相互交流を図って郷土を理解し、市民としての連帯意識を図ろうとする目的をもった公的団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で構成する団体
- (2) 市内の各種団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

(申請)

第5条 バスを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日の3箇月前から1箇月前まで(市の行事に使用するものにあつては別に定める。)に市民バス使用申請書(別記第1号様式)により、市民バス担当課長に申し込まなければならない。ただし、やむを得ない理由により、これによることができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請内容を変更するときは、使用する日の7日前までに、バスの使用を取り消すときは3日前までに申し出なければならない。

(許可)

第6条 申請者から市民バス使用申請書の提出があったときは、使用の可否を決定し、市民バス使用許可書(別記第2号様式)又は市民バス使用不許可書(別記第3号様式)により申請者に対し通知するものとする。

(許可の取消し)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断されるときは、許可を取り消すことができるものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 営利を目的としてバスを使用しようとするとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、バスの安全な運行に支障があると判断されるとき。

2 バスの運行途中において、前項各号に掲げる事由が発生したときは、バスの運行を中止することができる。

3 突発的な事故、故障等により使用許可日にバスの運行が不能な場合は、その許可を取り消すことができる。ただし、使用しようとする日の2日前以降に運行不能となった場合は、両者協議の上、対処するものとする。

(運行範囲等)

第8条 バスは、走行距離300キロメートル以内で日帰りで運行する。

2 交通事情等により行程に大きな遅れが生じたときは、行程を変更することができる。

(運休日)

第9条 バスの運休日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日

(3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

(4) バスの検査整備期間及び修理期間

(運行日の変更)

第10条 許可書に記載した運行日をやむを得ない理由により変更する場合は、使用団体へ速やかに通知するものとする。

(運行時間)

第11条 バスの運行時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市研修バス使用要領(佐原市制定)、佐原市福祉バス使用要領(佐原市制定)、小見川町町民バス使用要綱(小見川町制定)、山田町町民バス使用要綱(昭和55年山田町告示第41号)又は栗源町研修バス管理運営規則(昭和62年栗源町規則第6号)に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年9月29日告示第255号)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の香取市市民バス使用要綱に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記

第1号様式～第3号様式 略